

広域ごみ処理施設整備基本構想 【概要版】

令和2年11月

東紀州広域ごみ処理に係る
一部事務組合設立準備会

(尾鷲市・熊野市・紀北町・御浜町・紀宝町)

目 次

1. 計画策定の趣旨	1
2. ごみ処理の現状と課題	2
2.1 ごみ排出量の実績	2
2.2 ごみの再生利用の実績	3
2.3 ごみ処理処分の状況	3
2.4 ごみ処理技術の動向	4
2.5 ごみ処理に係る課題の抽出	5
3. 基本構想	6
3.1 計画目標年次	6
3.2 建設予定地	6
3.3 処理計画	8
3.4 広域ごみ処理施設の基本方針	9
3.5 ごみ処理システムの検討	10
3.6 エネルギー利用方法の検討	11
3.7 施設運営方法の検討	12
3.8 施設規模の算出	12
3.9 計画ごみ質	13
3.10 環境保全目標の検討	14
3.11 施設整備概算費用の算定	14
3.12 財政計画の作成	16
3.13 施設整備スケジュールの立案	17
4. 用語解説	18

1. 計画策定の趣旨

尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町（以下「5市町」という。）における可燃ごみ処理を広域化し、新たにごみ処理施設に集約することを目指している。

5市町におけるごみ処理広域化に向けた基本的事項を整理し、施設整備の方針や概要をとりまとめ、今後のごみ処理広域化の方向性を具体化することを目的として、広域ごみ処理施設整備基本構想（以下「本構想」という。）を策定した。

なお、本構想は「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（平成31年3月29日環循適発第1903293号）を踏まえ、次の5点に留意し、ごみ処理の広域化・集約化を図り、地域循環共生圏の核となりうる施設整備を目指すものとする。

1.1 持続可能な適正処理の確保

市町の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、処理の非効率化等の懸念に対応し、ごみ処理の広域化・集約化を推進することにより、施設整備の効率化を図る。

1.2 気候変動対策の推進

気候変動により災害が頻発・激甚化している状況から、廃棄物処理過程においても温室効果ガス排出量削減が重要であることに鑑み、ごみ処理の広域化・集約化によるエネルギー回収率の向上や省エネルギー化を図る。

1.3 廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進

廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会や地域循環共生圏の形成のために重要であり、温室効果ガス排出量削減にも資することから、回収したエネルギーの利活用を含めて地域の特性に応じた施設整備を目指す。

1.4 災害対策の強化

地域の核となる廃棄物処理施設として、災害時に稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を検討し、強靱な施設かつ、自立分散型のエネルギー供給機能を担うことを目指す。

1.5 地域への新たな価値の創出

回収したエネルギーの周辺施設への供給、環境教育・環境学習の場としての機能など地域の社会インフラとしての機能を高めた施設づくりを目指す。

2. ごみ処理の現状と課題

2.1 ごみ排出量の実績

5市町全体の過去5年間のごみ排出量の推移をみると、家庭系ごみは人口減少に伴い減少傾向、事業系ごみは平成28年度まで減少した後、平成28年度以降は横ばいで推移している。平成30年度の5市町全体の排出原単位は1,024g/日・人で、平成26～28年度にかけて減少し、その後増加傾向を示している。

表 2.1 ごみ排出量（5市町）

区分		年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
行政区域内人口		人	76,688	75,233	73,877	72,515	71,072
排出量	家庭系ごみ量	t/年	23,681	22,892	21,768	21,527	21,438
	事業系ごみ量	t/年	5,518	5,456	5,117	5,078	5,121
	小計	t/年	29,199	28,348	26,885	26,605	26,559
	集団回収量	t/年	30	19	21	19	14
	脱水汚泥量	t/年	570	631	634	615	632
	合計	t/年	29,799	28,998	27,540	27,239	27,205
排出原単位	家庭系ごみ量	g/人・日	846	831	807	813	826
	事業系ごみ量	g/人・日	197	198	190	192	197
	小計	g/人・日	1,043	1,030	997	1,005	1,024

※ 端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。

2.2 ごみの再生利用の実績

5 市町全体の総資源化量及び資源化率の実績をみると、排出量の減少にともなって、直接資源化量、集団回収量及び総資源化量ともに減少傾向にあるが、資源化率は高い水準を維持している。

表 2.2 資源化量及び資源化率（5 市町）

単位：t

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
排出量	29,199	28,348	26,885	26,605	26,559
計画処理量	29,199	28,348	26,885	26,605	26,559
直接資源化量	3,105	3,051	2,905	1,704	1,656
中間処理量	24,761	23,947	23,145	24,035	23,985
処理残渣量	9,381	9,084	8,824	9,934	9,733
処理後再生利用量	9,283	9,018	8,768	9,888	9,660
処理後最終処分量	98	66	56	46	73
集団回収量	30	19	21	19	14
総資源化量	12,418	12,088	11,694	11,611	11,330
総資源化率	42.5%	42.6%	43.5%	43.6%	42.6%

2.3 ごみ処理処分の状況

各市町とも中間処理費の支出額は大きい。5 市町全体でみると廃棄物事業経費全体に占める中間処理費の割合は 53.3%となっているため、中間処理費を低減することにより、廃棄物事業経費を節減できるものと考えられる。

表 2.3 処理及び維持管理費の内訳（平成 30 年度、歳出）

単位：千円

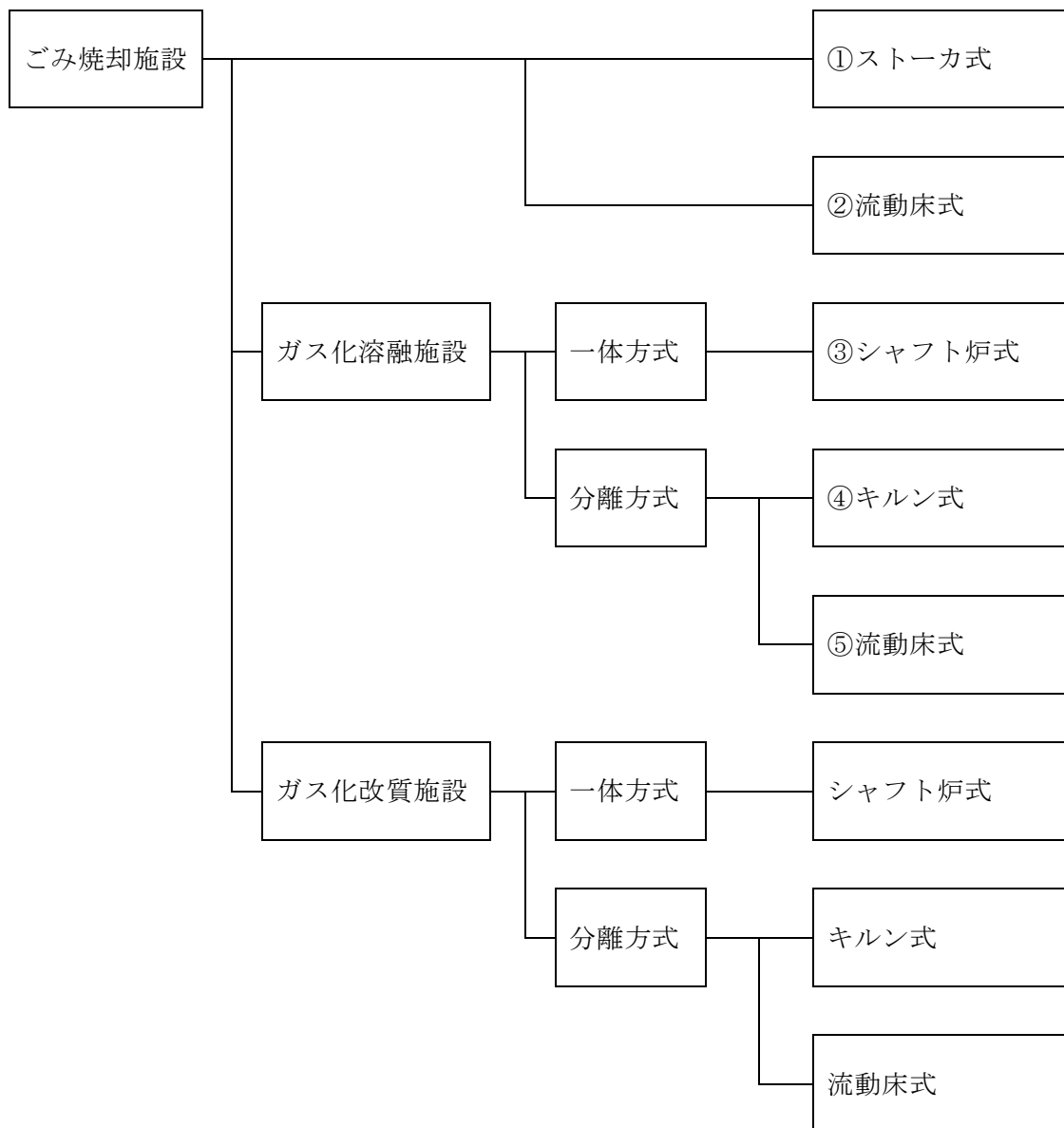
	尾鷲市	熊野市	紀北町	御浜町	紀宝町	合計	割合(%)
収集運搬費	153,777	117,429	65,991	46,575	54,866	438,638	23.8%
中間処理費	315,396	119,419	518,570	9,411	18,501	981,297	53.3%
最終処分費	4,820	9,041	27,742	9	0	41,612	2.3%
その他	20,016	2,736	51,912	32,128	4,807	111,599	6.1%
組合分担金	0	23,956	0	96,943	145,679	266,578	23.8%
合計	494,009	272,581	664,215	185,066	223,853	1,839,724	100%

出典：一般廃棄物処理実態調査（平成 30 年度、各市町データ）

2.4 ごみ処理技術の動向

ごみ焼却施設の処理方式について、代表的な分類を図 2.1 に示す。近年では、焼却施設以外に、メタン発酵設備を併設したハイブリッド方式の導入事例もある。

施設規模、エネルギー回収方法、焼却残渣資源化方法、循環型社会形成推進交付金制度内容及び導入実績等を踏まえ、広域ごみ処理施設へ適用可能な技術を検討していく必要がある。



資料：ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 公益社団法人 全国都市清掃会議より作成

図 2.1 ごみ焼却施設の種類

2.5 ごみ処理に係る課題の抽出

5 市町のごみ処理に係る課題を表 2.4 に示す。

表 2.4 ごみ処理に係る課題

項目	課題
ごみ排出量 及び 排出原単位	5 市町の総排出量は、家庭系・事業系ともに減少傾向にあるが、排出原単位をみると、家庭系ごみは尾鷲市、紀北町について増加傾向にあり、各市町の増減量にもばらつきがあり、5 市町全体でさらなる減量化が必要である。事業系ごみは、事業所あたりの排出量について市町毎のばらつきはあるものの、過去 5 年間ににおいては概ね横ばいである。今後は事業所数に呼応して事業系ごみ量が減少していくものと見込まれる。
資源化率	5 市町全体での資源化率は、平成 30 年度実績で 42.6%であり、過去 5 年間に高い水準を維持している。R D F 化処理が高い資源化率に寄与していることが伺えるが、広域ごみ処理施設の整備にともない焼却残渣の資源化率を向上させることが課題となる。
最終処分量	5 市町全体をみると最終処分量は減少傾向にあるが、引き続き 5 市町全体での減量化・再資源化による最終処分量の削減に取り組む必要がある。また、広域ごみ処理施設の整備にともない最終処分する焼却残渣量の処理について検討が必要である。
収集運搬	各市町のごみ収集体制をみると、可燃ごみの収集回数など統一されている部分もあるが、収集方式、区分及び頻度が統一されていない品目も少なくない。広域ごみ処理体制構築に向けて、収集方式、収集区分及び収集頻度の統一に向けた取り組みが必要である。
ごみ処理経費	5 市町のごみ処理経費は、いずれも中間処理部門や収集運搬部門に要する経費の割合が大きく、ごみ処理経費の節減に向けて両部門の業務効率化が必要である。

3. 基本構想

3.1 計画期間

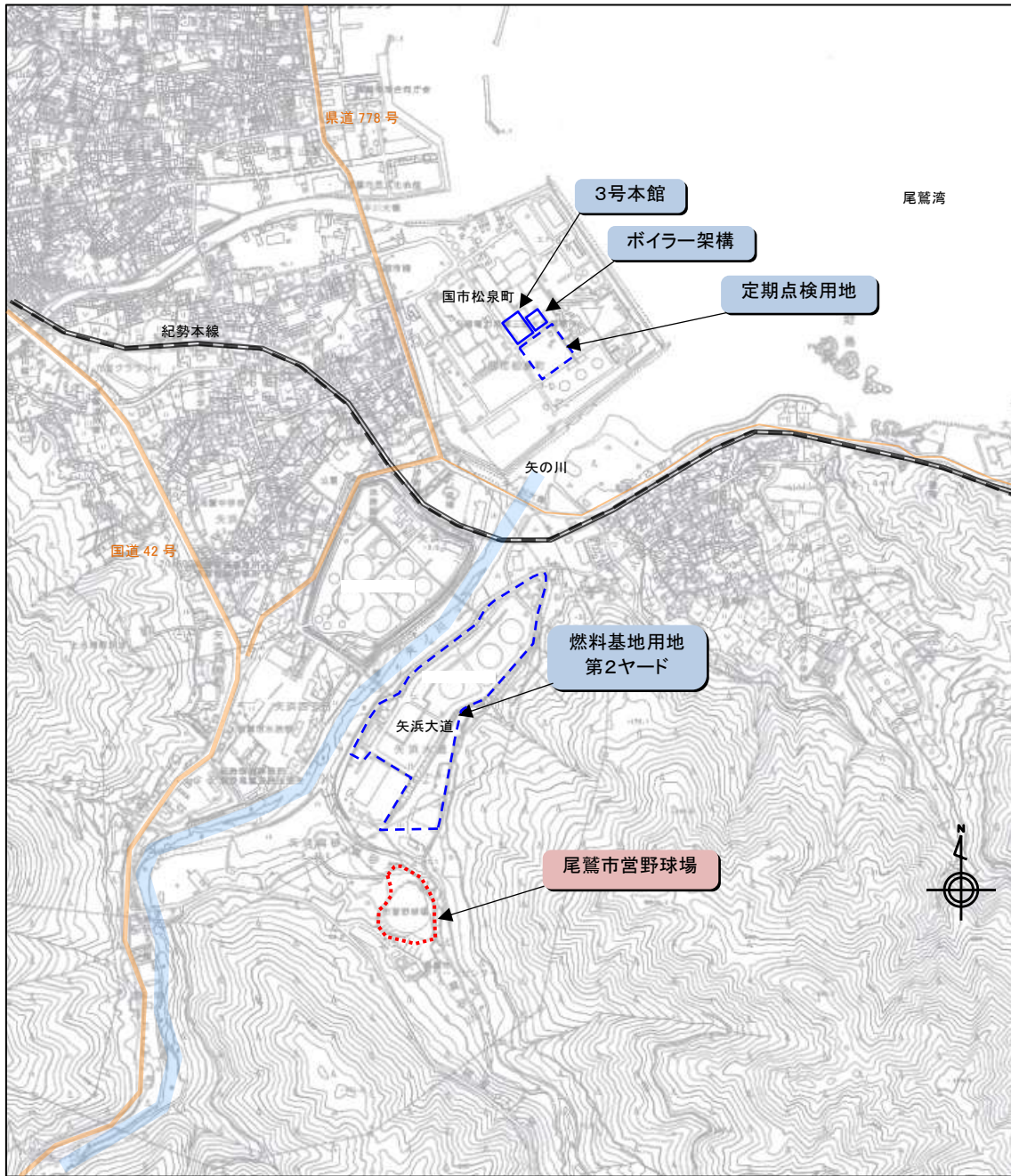
施設整備に必要な調査、計画、発注事務等に要する期間を4年間、設計・建設に要する期間を3年間として、令和10年度より施設稼働を開始するものと想定する。

3.2 建設予定地

建設予定地は、尾鷲市矢浜真砂地内（尾鷲市宮野球場）の約23,000m²用地とする。建設予定地の選定に係る経緯を表3.1に、建設予定地の位置を図3.1に示す。

表 3.1 建設予定地選定の経緯

時期	内容
H30年2月	尾鷲三田火力発電所構内（尾鷲市国市松泉町）を建設の候補地として選定
H30年11～12月	尾鷲三田火力発電所構内を建設予定地として選定。区域は発電所構内の定期点検用地及び既存施設3号本館とボイラー架構を対象
R1年5月～8月	既存施設（3号本館、ボイラー架構）の利用可否について調査・検討
R1年8月	既存施設について、再利用しないことを決定。引き続き定期点検用地での整備について、検討を進める
R1年10月	定期点検用地に加え燃料基地用地第2ヤード（矢浜大道、向井字河原）を建設予定地に加える
R2年4月	定期点検用地及び燃料基地用地第2ヤードにおける検討の結果、5市町で合意に至らず。4市町（熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町）が、尾鷲市に対して尾鷲市宮野球場用地（尾鷲市矢浜真砂）を建設の候補地とできないか要請。検討を開始する
R2年10月	尾鷲市宮野球場用地を建設予定地として位置付け、協議を進める



資料：国土地理院地形図を加工

図 3.1 建設予定地の位置

3.3 処理計画

可燃ごみについて、既存の焼却施設の老朽化に伴う更新に際し、広域化を図るとともにエネルギーの有効利用を促進するため、新たにエネルギー回収型廃棄物処理施設（広域ごみ処理施設）を整備する。広域ごみ処理施設の整備にあたっては、余熱利用の用途や量を踏まえて可能な限りエネルギー回収・有効利用するとともに、関係法令・基準を順守することはもとより周辺環境保全に万全を期すべく適切な技術・設備を導入するものとする。

広域ごみ処理施設が稼働するまでは、現行の処理体制で処理を継続する。紀北町の両リサイクルセンター及び紀南清掃センターの RDF は、県 RDF 焼却発電事業の廃止に伴い民間に処理委託する。また、粗大ごみ、不燃ごみ及び資源ごみについては、現行の処理方法を継続するものとする。

表 3.2 現行の処理体制

区分	尾鷲市	熊野市		紀北町		御浜町	紀宝町	
		熊野	紀和	紀伊長島	海山			
可燃ごみ	尾鷲市清掃工場 (焼却)	熊野市クリーンセンター (焼却)	紀南清掃センター (RDF)	紀伊長島リサイクルセンター (RDF)	海山リサイクルセンター (RDF)	紀南清掃センター (RDF)		
不燃ごみ (埋立ごみ)	民間委託	有馬不燃物処分場	南牟婁清掃施設組合最終処分場	紀伊長島不燃物処理場	海山不燃物処理場	南牟婁清掃施設組合最終処分場		
粗大ごみ	尾鷲市清掃工場							
資源ごみ	紙類	尾鷲市清掃工場	有馬不燃物処分場	環境衛生センター	海山リサイクルセンター	御浜町リサイクルセンター	紀宝町リサイクルセンター	
	缶			紀伊長島リサイクルセンター	海山不燃物処理場			
	ビン			環境衛生センター				
	金属類			紀伊長島リサイクルセンター	海山リサイクルセンター			
	廃家電製品等			—	民間委託			—
	発泡スチロール			—	—			—
	古布			—	—			—
	ペットボトル			—	—			—
プラスチック製容器包装	民間委託	民間委託	—	民間委託	—			
蛍光管、乾電池	尾鷲市清掃工場	有馬不燃物処分場	紀伊長島リサイクルセンター	海山リサイクルセンター	御浜町リサイクルセンター	紀宝町リサイクルセンター		

3.4 広域ごみ処理施設の基本方針

5 市町で共同処理を行う広域ごみ処理施設の基本方針を設定する。

上位計画、関連計画に加え、5 市町でこれまでに実施した検討経緯等を踏まえ、以下の基本方針に基づき新施設の整備を進めることとする。

① 安全・安心で信頼性の高い施設

生活環境の保全に万全を期するとともに、廃棄物の適正処理を維持するため、安全かつ安定的な稼働が可能な施設とする。

② 環境にやさしく、地域と調和した施設

地球温暖化防止に向け、環境負荷を低減するとともに、有害物の排出を抑制し周辺環境保全に努める。

③ 循環型社会形成に寄与する施設

エネルギー回収や、資源リサイクルを推進し、循環型社会形成に寄与するとともに、環境学習を通じて環境意識の啓発ができる施設とする。

④ 経済性に優れた施設

処理方式や発注方式を最適化し、施設整備費と運営費を含むライフサイクルコストを低減する施設とする。

⑤ 災害に強い施設

津波等の災害に対応するため、耐震性・耐水性を備えた強靱な施設とするとともに災害時の廃棄物処理にも対応可能な施設とする。

⑥ 長期にわたり健全で寿命の長い施設

「ストックマネジメント」を導入し、効率的な保全管理を行うことで施設機能を適正に維持する。また、長寿命化を図ることで施設のライフサイクルコストを低減する。

3.5 ごみ処理システムの検討

広域ごみ処理施設（エネルギー回収施設）を中心とした5市町におけるごみ処理システムを、図3.2のように想定する。イニシャルコスト及びランニングコストの低減に向け、広域ごみ処理施設の整備にあたっては以下の点に留意する。

- ① 処理残渣発生量が少ない処理方式を選択し、最終処分量及びコストの削減を図る。
- ② 処理にともない発生するエネルギーを有効に活用し、発電や熱供給を行うことにより、光熱費の削減を図る。
- ③ エネルギーを消費する一方で景観上の効果しか見込めない白煙防止装置の設置可否を国の方針も踏まえ費用対効果のバランスから慎重に検討する。

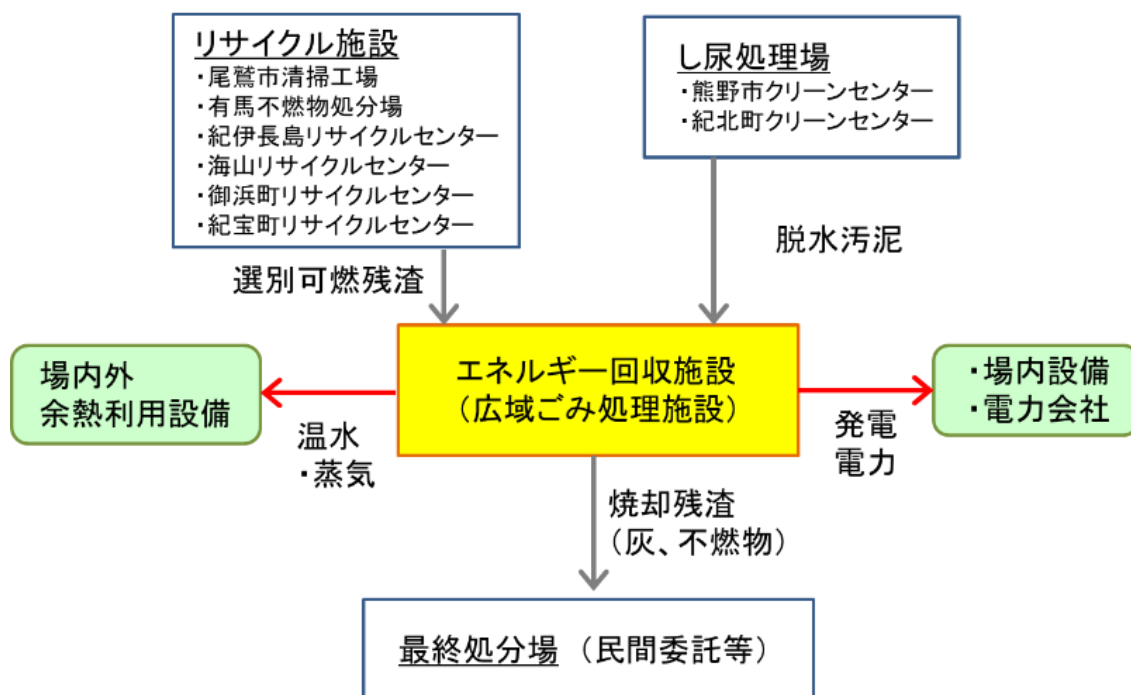
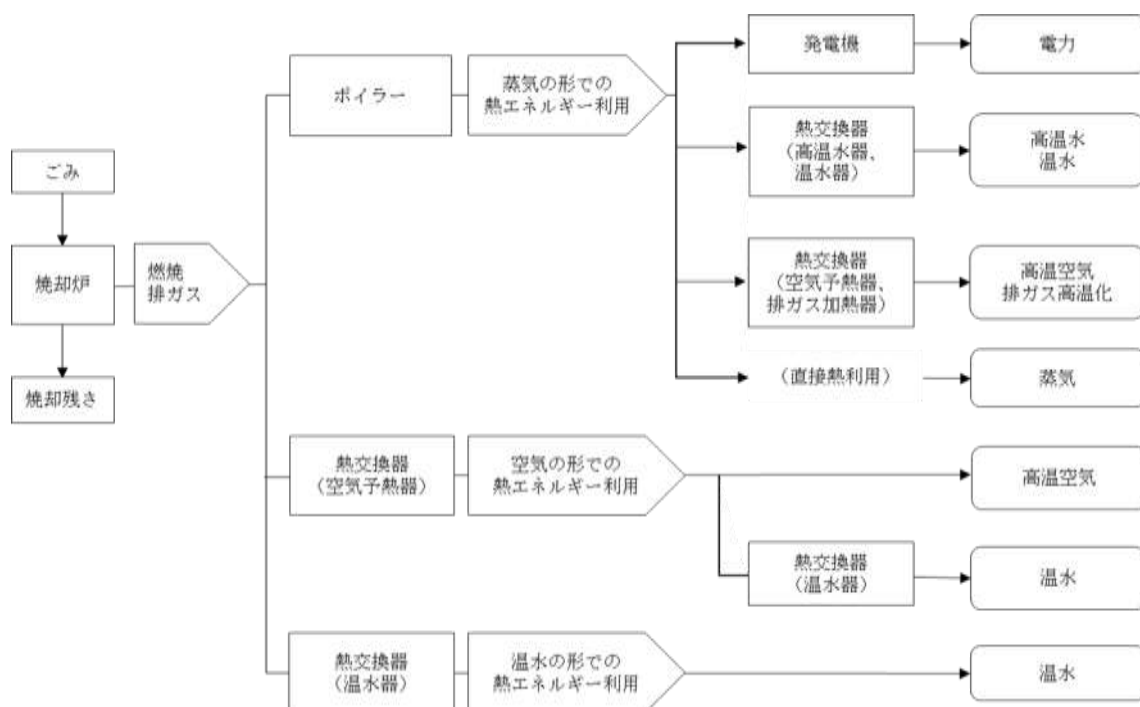


図 3.2 5市町におけるごみ処理システム

3.6 エネルギー利用方法の検討

ごみの焼却により発生した熱エネルギーの利用形態を図 3.3 に示す。

広域ごみ処理施設におけるエネルギーの利用方法について、燃烧用空気の予熱など処理プロセスでの利用に加え、利用先が確保でき技術的難易度も低い場内給湯・暖房に利用する。また、施設規模やごみ質を踏まえ発電の可否について検討するとともに、場外における熱需要を確認しながら場外熱供給についても調査するものとする。



資料：廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル 平成 23 年 2 月 環境省

図 3.3 焼却廃熱のエネルギー交換による熱利用形態

3.7 施設運営方法の検討

本事業で想定される施設の運営手法は、図 3.4 に示す「公設公営方式」、「公設＋長期包括委託方式」、「PFI方式」及び「DBO方式」に分類できる。

本事業の事業運営手法については、今後も引き続き最もふさわしい手法を調査・検討する。

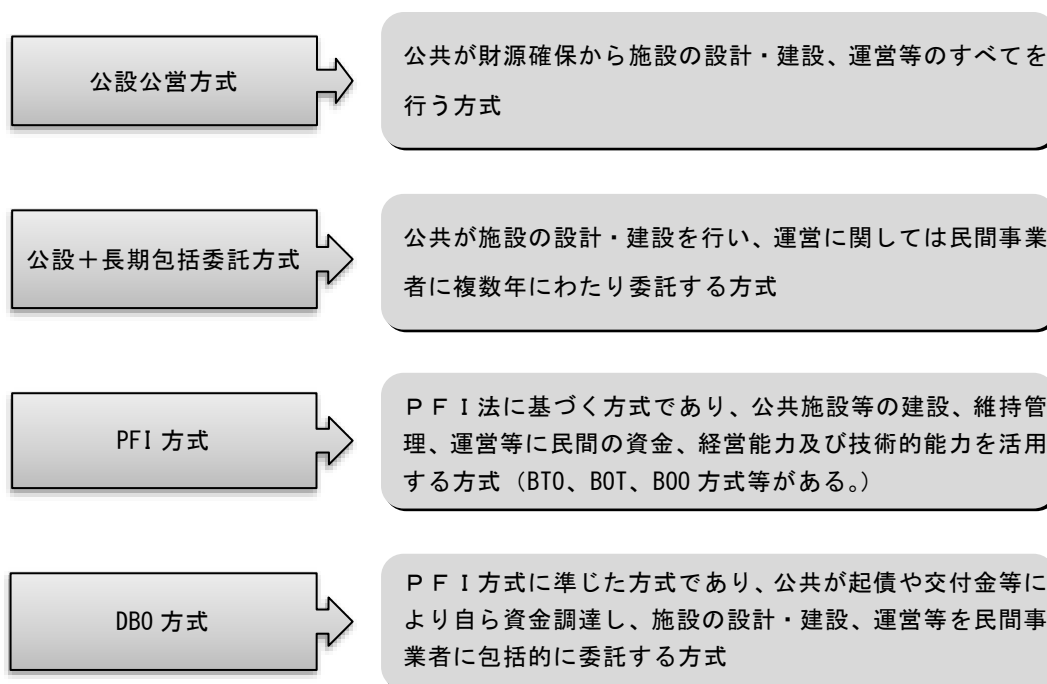


図 3.4 事業運営手法

3.8 施設規模の算出

(1) 計画ごみ処理量

各市町のごみ処理量実績データからごみ排出量原単位を算出し、ごみ排出原単位について令和 9 年度までの推計を行った。

次に、平成 30 年度国立社会保障・人口問題研究所の推計による人口に平成 27 年度実績（住基人口）と国立社会保障・人口問題研究所（平成 27 年国勢調査）の差を補正した推計人口と推計事業所数に、それぞれごみ排出量原単位推計値を掛け合わせて広域ごみ処理施設の計画ごみ処理量を算出した結果、令和 9 年度における計画ごみ処理量は **19,076 t** / 年となった。

(2) 施設規模

施設規模は前述の計画ごみ処理量を基に「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版(公益社団法人 全国都市清掃会議)」より、次の計算式で算定した。

【計算式】

施設規模 (t/日) = 計画ごみ処理量 ÷ 365 日 ÷ 実稼働率 ÷ 調整稼働率

・ 実稼働率 0.767 (280 日 ÷ 365 日)

1 炉 280 日間稼働 (年間 365 日より、年 1 回の補修整備期間 30 日、年 2 回の補修点検期間各 15 日及び全停止期間 7 日間並びに起動・停止に要する日数 3 日各 3 回の合計 85 日を差し引いた日数) を 365 日で除した値

・ 調整稼働率 0.96

正常に運転される予定の日でも故障の修理、やむを得ない一時休止等のために処理能力が低下することを考慮した係数

施設規模 (t/日) = 19,076 t/年 ÷ 365 日 ÷ 0.767 ÷ 0.96 = 70.98 ≒ 71 t/日

3.9 計画ごみ質

広域ごみ処理施設における計画ごみ質を表 3.3 のとおり設定する。

表 3.3 計画ごみ質のまとめ

			低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
低位発熱量 (実測値)	kcal/kg		1,340	1,630	1,910
	kJ/kg		5,600	6,800	8,000
三成分	水分	%	54.9	49.8	44.7
	灰分	%	6.5	6.9	7.4
	可燃分	%	38.6	43.3	47.9
単位体積重量		kg/m ³	229	212	194

3.10 環境保全目標の検討

計画施設の建設及び稼働による周辺環境への影響を保全するための目標と対策について、環境基準や行政上の指針等の規制状況、近年竣工した三重県内のごみ処理施設の自主基準値等を考慮して検討する。

【基準値の設定（案）】

（１）排ガスに係る公害防止基準値

排ガスに係る公害防止基準値は、県内最新事例（松阪市クリーンセンター）または尾鷲市の既存施設の基準値を参考として設定する。

（２）悪臭に係る公害防止基準値

悪臭に係る公害防止基準値は、悪臭防止法に準拠し設定する。

（３）騒音・振動に係る公害防止基準値

騒音・振動に係る公害防止基準値は、騒音規制法及び振動規制法に規定される区域の基準に準拠し、それぞれ設定する。

（４）排水に係る公害防止基準値

排水に係る公害防止基準は、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法を遵守することとする。

3.11 施設整備概算費用の算定

（１）概算費用算定方法

他都市の類似施設発注実績から算出した施設規模当たりの単価に広域ごみ処理施設の施設規模を掛け合わせるにより算出した。

【計算式】

$$\begin{aligned} \text{設計建設費} &= \text{設計建設費単価（億円／（t／日））} \times \text{施設規模（t／日）} \\ \text{運営費} &= \text{運営費単価（億円／（t／日）・年）} \times \text{施設規模（t／日）} \\ &\quad \times \text{運営期間（年）} \end{aligned}$$

（２）広域ごみ処理施設設計建設費及び運営概算費用の算定結果

広域ごみ処理施設設計建設費及び運営費の概算費用を表 3.4 のとおり算定した。設計建設費が約 71 億円、運営費（運営期間：20 年間）が約 85.2 億円となり、これらを合計した事業費は約 156.2 億円となった。

表 3.4 広域ごみ処理施設設計建設費及び運営費概算費用算定結果

項目	施設規模 (t / 日)	単価 (億円 / t)	概算費用 (億円)
設計建設費	71	1.0	71.0
運営費 (20 年間)		1.2	85.2
合計	—	—	156.2

(3) 循環型社会形成推進交付金制度

広域ごみ処理施設の整備にあたっては、環境省の循環型社会形成推進交付金制度を十分に検討したうえで活用するものとする。なお、同制度では地域要件、施設規模及びエネルギー回収率により複数のメニューがあるため、広域ごみ処理施設の整備事業にとってもっとも適切なメニューを選択するものとする。

表 3.5 循環型社会形成推進交付金制度 (本整備事業に適用可能なもの)

交付対象事業	地域要件	施設規模	エネルギー回収率	交付率
エネルギー回収型廃棄物処理施設 (高効率エネルギー回収)	人口 5 万人以上または面積 400km ² 以上	100 t / 日以下	17.0%	1 / 2
エネルギー回収型廃棄物処理施設			11.5%	1 / 3
エネルギー回収推進施設※	人口 5 万人以上または面積 400km ² 以上 半島地域、山村地域及び過疎地域等	—	発電効率または熱回収率 10.0% 以上	1 / 3

※「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル (令和元年 5 月改訂、環境省)」によれば離島地域、奄美郡島、豪雪地域、半島地域、山村地域及び過疎地域等の地理的、社会的な条件により施設の集約や近隣への熱供給等が困難な場合には、平成 25 年度までの「エネルギー回収推進施設」と同様の計算方法で、発電効率または熱回収率 10% 以上を交付要件としている。

3.12 財政計画の作成

施設整備費については、循環型社会形成推進交付金制度のうち「エネルギー回収推進施設」を利用することを想定し、図 3.5 に示す財源を基本とする。一方、運営管理費（ランニングコスト）については、国等による補助制度が存在しないため、すべて単独費（一般財源）となる。

交付対象事業費 75%			交付対象外事業費 25%	
起債対象事業費 2/3		循環型社会形成推進交付金 1/3	一般廃棄物処理事業債 75%	一般財源 25%
一般廃棄物処理事業債 75%	財源 対策債 15%			

図 3.5 施設整備費財源内訳

表 3.6 広域ごみ処理施設概算事業費及び財源内訳（参考）

項目	施設規模 (t/日)	概算費用 (億円)	財源内訳		
			交付金	起債	一般財源
設計建設費	71	71	17.8	45.3	8.0
運営費 (20年間)		85.2	0	0	85.2
合計	—	156.2	17.8	45.3	93.2

表 3.7 設計建設費の詳細（案）

（単位：百万円）

	設計建設費内訳			
	1年目	2年目	3年目	合計
施設等整備費	355	2,840	3,905	7,100
交付対象（75%）	266	2,130	2,929	5,325
循環型交付金（1/3）※1	89	710	976	1,775
起債（90%）※2	160	1,278	1,757	3,195
一般財源	18	142	195	355
交付対象外（25%）※3	89	710	976	1,775
起債（75%）※2	67	532	732	1,331
一般財源	22	178	244	444
循環型社会形成推進交付金	89	710	976	1,775
起債	226	1,810	2,489	4,526
一般財源	40	320	440	799

注：年度別割合は、1年目5%、2年目40%、3年目55%と想定

※1 交付率1/3を想定

※2 起債充当率は「平成30年総務省告示第151号」より交付対象事業90%、単独事業75%と設定

※3 総額の25%は交付対象外と設定

3.13 施設整備スケジュールの立案

計画施設の稼働に向けた施設整備スケジュール（案）を表 3.8 に示す。

表 3.8 施設整備スケジュール（案）

項目		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
基本 計画 等	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	令和 2年度 までに 完了						
	循環型社会形成推進地域計画							
	ごみ処理施設整備基本構想							
	建設用地の取得または借地契約		→					
施設 設計 ・ 調査	ごみ処理施設整備基本計画 （PFI導入可能性調査含む）	→						
	測量・地質調査	→						
	生活環境影響調査		→	→				
	都市計画決定手続		→	→				
	事業者選定		→	→	→			
	敷地造成設計			→				
	敷地造成工事（解体撤去工事）				→			
工事 ・ 施工 監理	施設建設工事					→	→	→
	施工監理					→	→	→

4. 用語解説

【あ行】

(1) イニシャルコスト

施設の整備費用であり、造成工事、建築工事、設備工事及び必要な調査・設計費を含む費用。

【か行】

(1) 基準ごみ

平均的な水分、発熱量のごみで、焼却炉の設計時における平均的なごみ質。

(2) 高質ごみ

水分が少なく、発熱量が高いごみで、焼却炉の設計最高ごみ質。

(3) 国勢調査

統計法に基づき「日本に居住している全ての人及び世帯」を対象として実施される、国の最も重要かつ基本的な統計調査。

【さ行】

(1) 最終処分

埋立などにより廃棄物を安定的に処分する工程をいう。

(2) 残渣

選別、処理後等に残ったかすのこと。

(3) 三成分

ごみ中の水分、可燃分、灰分のこと。

(4) 施設規模

当該施設で処理可能な一日あたりのごみ処理量。

(5) 集団回収

住民で構成する自治会・こども会などの住民団体が、自主的に家庭から出る古紙などの資源物を回収し、回収業者に引き渡すリサイクル活動のこと。

(6) 循環型社会

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済のあり方に代わる、資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会。

(7) 循環型社会形成推進交付金

市町村が、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設整備を計画（循環型社会形成推進地域計画）し、その計画に位置付けられた施設整備に対しての交付金。

(8) 自立分散型のエネルギー供給

電力会社等によるエネルギー供給網によらず独自のエネルギー源として地域に点在する小規模な施設による、災害に強いエネルギー供給網をいう。

(9) ストックマネジメント

社会インフラを適切に維持・管理・保全する手法をいう。

(10) 生活環境影響調査

大規模な開発事業（本構想では廃棄物処理施設の建設）が環境に及ぼす影響について、その事業の実施前に事業の実施による環境への影響を調査・予測・評価・公表するとともに、地域住民等から環境保全上の意見を聴き、これを事業計画に反映させることで、公害の防止や自然環境の保全を図るための制度のこと。

【た行】

(1) ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の総称。塩素を含む物質の不完全燃焼などにともない予期せず副次的に生成される人体に有害な物質。

(2) 地域循環共生圏

各地域が地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

(3) 中間処理

廃棄物の最終処分(埋立等)を行うために、廃棄物を処理する工程をいい、焼却、

破碎、選別、圧縮及び梱包等の処理がある。

(4) 低位発熱量

ごみ中の水分及び可燃分中の水素分が水蒸気となる際の蒸発潜熱を高位発熱量（熱量計で測定される総発熱量）から差し引いた実質的な発熱量。

(5) 低質ごみ

水分が多く、発熱量が低いごみで、焼却炉の設計最低ごみ質。

【は行】

(1) バイオガス

有機性廃棄物が嫌気性微生物の働きによってメタン発酵することで発生するガス。

(2) バイオマス

動植物などから生まれた生物資源の総称。一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」を示す。

(3) 排出原単位

一人一日当たりのごみ排出量。

(4) 白煙防止装置

ごみの焼却によって発生した熱エネルギーを利用して排ガスを加熱し、水蒸気の結露（白煙発生）を抑制する装置。

【ま行】

(1) メタン発酵

有機物が嫌気状態（酸素のない状態）でメタン生成菌を主体とする微生物の作用によって分解され、メタンを主成分とするバイオガスを発生するプロセス。

【ら行】

(1) ライフサイクルコスト

本構想においては、原料調達・生産・流通・消費・廃棄といったモノが生み出されて廃棄されるまでの過程にかかる経費をいう。

(2) ランニングコスト

設備や建物を維持・管理するために必要となる人件費、資材費、委託料等の費用。

【英数字】

(1) 3R（スリーアール）

リデュース（**Reduce**、発生抑制）、リユース（**Reuse**、再使用）、リサイクル（**Recycle**、再資源化）の3つのR（アール）の総称。

(2) RDF

「**Refuse Derived Fuel**」の略で、ごみを乾燥・固形化し、燃料として利用する技術。